

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において令和元年十一月十二日から同月二十五日までの間縦覧に供します。

令和元年十一月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
亀谷 宇陀亜良	高市郡明日香村	高市郡明日香村大字飛鳥八六三番
土屋 善之	和歌山県橋本市	五條市近内町五七二番ほか七筆
土屋 善之	和歌山県橋本市	橿原市中曾司町六二五番ほか六筆
青木 健太郎	奈良市	北葛城郡広陵町大字寺戸八五〇番

二 申請年月日

令和元年十月三十一日